

共通変更届用添付書類一覧表

添付書類 共通変更事項		共通変更届 書類送付票	共通変更届	登記事項証明書 (写し可) 又は身分 証明書(写し可)	可・建設業許可証明書(写し可) 又は建設業許 可・通知書(写し可)(建設工 事用)(コンサル用)	営業所一 覧表	変更届出書	経営規模等 評価結果通知書・総合評 定値通知書(写)	印鑑(登録) 証明書(写し可)	使用印鑑届 (本店登録用)	委任状兼使用印鑑届	I S O 認 証書(写) 及び 附属書	備 考
1	商号又は名称	○	○	○		○※1	○※2		○	○※3	○※4		※1：建設工事で登録しており、受任者を置いている場合は必要。 ※2：建設工事で登録しており、支店等の商号名称を変更した場合に必要。 ※3：本店で登録する場合に必要。 ※4：受任者を置いて支店等で登録する場合に必要。
	商号又は名称(受任先のみの名称変更)	○	○				○※5				○		※5：建設工事で登録している場合は必要。
2	所在地・郵便番号・電話番号・FAX 番号	○	○	○※6									提出された添付書類において変更された内容の確認ができない場合は、その内容の確認が可能な書類の提出を求めることがあります。 ※6：郵便番号・電話番号・FAX番号のみの変更の場合は、登記事項証明書の添付は不要。
	所在地・郵便番号・電話番号・FAX 番号(受任先のみの所在地変更)	○	○				○※5						※5：建設工事で登録している場合は必要。
3	許可年月日(建設工事の場合)、登録 年月日(測量・建設コンサルタント等 の場合)				○								建設業許可証明書又は登録を証明する書類等のみ送付。(建設業許可の更新による許可年月日、測量・建設コンサルタント等の登録の更新による登録年月日のみの変更の場合、共通変更届は必要ありません。書類等の右上余白に共同化統一業者コードを記入して送付ください。)
	許可番号等	○	○		○								建設工事で登録している場合の知事許可から大臣許可へ変更又は許可区分の一般建設業許可から特定建設業許可への変更等があった場合には、共通変更届に建設業許可証明書等を添えて提出してください。
4	資本金	○	○	○									提出された添付書類において変更された内容の確認ができない場合は、その内容の確認が可能な書類の提出を求めることがあります。
5	代表者の氏名	○	○	○					○	○※3	○※4		※3：本店で登録する場合に必要。
	代表者の役職名	○	○							○※3	○※4		※4：受任者を置いて支店等で登録する場合に必要。
6	支店長等(契約権限等の受任者)の役 職名・氏名	○	○								○		
7	印鑑登録印鑑	○	○						○	○※7	○※8		※7：本店登録の使用印鑑が印鑑証明書と同じ場合は必要。 ※8：受任者がある場合は、全ての受任者への委任状が必要。
8	使用印鑑	○	○							○※9	○※10		※9：本店登録の使用印鑑を変更する場合に必要。 ※10：受任者がある場合で、使用印鑑を変更する委任先のみ必要。
9	登録抹消(全団体抹消)	○	○										三重県内の共同受付参加団体の全ての登録を抹消する手続きとなりますので、間違いないよう注意してください。
10	I S O 認証取得 (測量・建設コンサルタント等のみ)	○	○									○	建設工事の場合は、共通変更届(建設工事用)を使用すること。 ISOの更新については、共通変更届は必要ありませんが、 <u>確認書類の右上余白に共同化統一業者コードを記入してください。</u>
11	I S O 登録抹消 (測量・建設コンサルタント等のみ)	○	○										建設工事の場合は、共通変更届(建設工事用)を使用してください。

※「登記事項証明書(写し可)又は身分証明書(写し可)」及び「印鑑(登録)証明書(写し可)」については、変更申請日以前3ヶ月以内の証明日のものに限りします。